

# 官報

昭和二十年十一月三十日  
第五千六百六十六號 金曜日

## 勅令

陛下御座  
勅令第六百六十九號  
左ニ掲グル勅令ハ之ヲ廢止ス

## 御名 御璽

昭和二十年十一月二十九日  
内閣總理大臣 男爵 幣原喜重郎  
海軍大臣 米内 光政  
陸軍大臣 下村 定

勅令第六百七十號  
第一條 今同ノ行政整理ニ際シ退官若  
ハ退職シ又ハ休職ヲ命ゼラレタル官  
吏又ハ官吏ノ待遇ヲ受クル者ニハ特  
別ノ賜金ヲ支給スルコトヲ得  
第二條 賜金ノ原資、雇員、傭人又ハ工員  
ニシテ今同ノ行政整理ニ際シ解職又  
ハ解僱セラレタルモノニハ特別ノ手  
當ヲ支給スルコトヲ得  
第三條 前二條ノ規定ハ今同ノ行政整  
理ニ際シ死亡シタル者ニシテ前二條  
ニ掲グルモノニシテズベキモノニ付之  
ヲ準用ス  
第四條 前三條ニ規定スル特別ノ賜金  
又ハ手當ノ金額、其ノ支給ノ範圍及  
時期其ノ他支給ニ關スル事項ニ付テ  
ハ所管大臣大臣協議シテ之ヲ  
定ム  
第五條 地方經濟ヨリ供給ヲ受ケル官  
吏又ハ官吏ノ待遇ヲ受ケル者第一條  
又ハ第三條ノ規定ニ該當スル場合ニ  
於テ之ニ支給スル特別ノ賜金ハ該該  
地方經濟ノ負擔トス  
附則  
本令ハ昭和二十年十一月十三日以後ノ  
給與ニ付テ之ヲ適用ス

陛下御座  
勅令第六百七十一號  
第一條 都市計畫法及同法施行令廢時  
特例中左ノ通改正ス  
第二條 第一項中第二號及第四號ヲ左  
ノ如ク改ム  
一 削除  
二 削除  
三 同項第五號及第六號中「内務大臣ノ」  
ヲ削ル  
第四條中第二號ヲ左ノ如ク改ム  
二 削除  
附則第三項ヲ削ル  
第二條 都市計畫法施行令中左ノ通改  
正ス  
第三十一條 本令中内務大臣トアル  
ハ職災地ニ係ル本令ノ適用ニ付テ  
ハ内閣總理大臣トス  
第三條 神宮廳特別都市計畫法施行  
令中左ノ通改正ス  
「内務大臣」ヲ「内閣總理大臣」ニ、「内  
務部内高等官」ヲ「内閣部内高等官」  
ニ改ム  
第四條 都市計畫委員會官制中左ノ通  
改正ス  
第十九條 本令中内務大臣トアルハ  
東京都、北海道、京都府、奈良  
縣、滋賀縣、長野縣、山形縣、秋  
田縣、石川縣、島根縣及佐賀縣以  
外ノ府縣ニ在リテハ内閣總理大臣  
及内務大臣トス  
第五條 住宅令附法施行令中左ノ通改  
正ス  
第七條中第十七條第一項中「厚生大  
臣」ヲ「内閣總理大臣」ニ改ム  
第三十八條中「厚生大臣」ヲ「内閣總  
理大臣」ニ改ム、「共ノ事業ガ」ノ下ニ  
「職災地以外ニ於ケル」ヲ加フ

## 御名 御璽

昭和二十年十一月二十九日  
内閣總理大臣 男爵 幣原喜重郎  
內務大臣 堀切善太郎  
大藏大臣 金子爵 澁澤 敏三

## 御名 御璽

昭和二十年十一月二十九日  
内閣總理大臣 男爵 幣原喜重郎  
內務大臣 堀切善太郎  
厚生大臣 吉田 均

## 御名 御璽

昭和二十年十一月二十九日  
内閣總理大臣 男爵 幣原喜重郎  
農林大臣 松村 謙三

## 御名 御璽

昭和二十年十一月二十九日  
内閣總理大臣 男爵 幣原喜重郎  
農林大臣 松村 謙三

## 軍令

陛下御座  
勅令第六百七十二號  
左ニ掲グル勅令ハ之ヲ廢止ス  
農林生産統制令  
重要水産物生産令  
木材研究發生令  
重要水産物生産令  
附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## 御名 御璽

昭和二十年十一月二十七日  
海軍大臣 米内 光政  
陸軍大臣 下村 定

## 御名 御璽

昭和二十年十一月二十九日  
海軍大臣 米内 光政